

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項に規定する指定区域一覧

(平成 25 年 12 月 1 日現在)

指定日	指定番号	所在地	埋立地の区分
平成 18 年 4 月 14 日	001	尼崎市鶴町 6 番 1 の一部及び 6 番 5	エ
平成 18 年 4 月 14 日	002	尼崎市塚口本町 8 丁目 1 番の一部	エ
平成 18 年 4 月 14 日	003	尼崎市平左衛門町 65 番 1～17、66 番、67 番、68 番 1～8、69 番及び 70 番	ウ
平成 18 年 4 月 14 日	004	尼崎市末広町 1 丁目 2 番 1 の一部、2 番 5 の一部、2 番 7 の一部、5 番 1 の一部、5 番 8、16 番 1 の一部及び 16 番 6 の一部	ウ
平成 18 年 4 月 14 日	005	尼崎市末広町 1 丁目 2 番 1 の一部	ウ
平成 18 年 4 月 14 日	006	尼崎市扇町 5 番 5、6 番 2、6 番 3 及び 14 番 4 の各一部並びに西字砂浜寄洲 1788 番 1 の一部、1788 番 3 の一部、1788 番 5、1788 番 10 の一部、1788 番 14 の一部、1788 番 17 の一部、1788 番 23、1788 番 25 の一部、1788 番 26 の一部、1788 番 28 の一部、1788 番 29 の一部、1788 番 32 の一部、1788 番 33、1788 番 34 の一部及び 1788 番 51 の一部	イ

<埋立地の区分>

ア 令第 13 条の 2 第 1 号に係る埋立地

(廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地)

イ 令第 13 条の 2 第 2 号に係る埋立地

(廃止の確認の制度の施行日(平成 10 年 6 月 16 日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地)

ウ 令第 13 条の 2 第 3 号イ、規則第 12 条の 31 第 1 号に係る埋立地

(法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成 4 年 7 月 4 日)より前に廃止されたもの)

エ 令第 13 条の 2 第 3 号イ、規則第 12 条の 31 第 2 号に係る埋立地

(市町村又は廃棄物処理業者(処分業の用に供するものに限る。)が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの)

オ 令第 13 条の 2 第 3 号ロにかかる埋立地

(法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則